**平成２９年（フ）第１０２号**
広島県福山市青葉台２丁目８番26号　矢嶋俊彦方
債務者　竹内　葉子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２９年（フ）第６９号**
北海道小樽市長橋３丁目13番１号　アイホームサンコーポ101号室、前住所北海道小樽市長橋２丁目14番25号　池田コーポ１Ｆ左
債務者　千嶋　寛司
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第７０号**
北海道小樽市稲穂３丁目11番３号　中央市場ビル３棟608、前住所北海道小樽市稲穂２丁目３番６号　オキツアパート１Ｆ左
債務者　佐藤佐和子
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２９年（フ）第７７号**
福島市笹谷字中屋敷１番地の１　本田貸家１号棟
債務者　外岡　伸子（旧姓石山）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福島地方裁判所

**平成２９年（フ）第１８号**
福島県白河市白坂三輪台６番地28
債務者　松田　亮二
1　決定年月日時　平成29年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

**平成２９年（フ）第６２２号**
千葉県市川市南行徳２丁目４番19―103号（メゾンドール）
債務者　石川あづさ（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６４３号**
千葉県市川市関ケ島６番15―202号　（フォルム行徳）
債務者　島田　好子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６７７号**
千葉市中央区寒川町２丁目90番地　サムリバーハイツ101号
債務者　杉浦　恵
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６７８号**
千葉市中央区寒川町２丁目90番地　サムリバーハイツ101号
債務者　杉浦　郁花
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第６８４号**
千葉県浦安市北栄３丁目５番３―303号　ＧＯＬＤタカナシ
債務者　竹原かおり
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第７０３号**
千葉県八千代市八千代台北12丁目21番５号
債務者　西畑　充康
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第７１１号**
千葉県市原市五井東２丁目３番地８　グランジュール五井Ⅱ303
債務者　大友　睦夫
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２９年（フ）第１８９号**
新潟市東区紫竹４丁目22番４号　ハウスローラン２　103号
債務者　柳澤由美子
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第１９６号**
新潟市中央区上所中１丁目２番12号　ニチレオＺ305号、前住所埼玉県川口市芝新町13番13号　第３斉藤ハイツ101号
債務者　馬場　　卓
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２１９号**
山形市城北町２丁目７―20　武田アパート101
債務者　河口　　歩
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２３４号**
新潟市東区東中島４丁目11番９号　ピュア東中島110号
債務者　長谷川明彦
1　決定年月日時　平成29年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
新潟地方裁判所民事部